

第5号議案

平成29年度

亀岡市地域下水道事業特別会計予算

平成29年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

平成29年度亀岡市の地域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 167,506
	1 使用料	167,506
5 財産収入		181
	1 財産運用収入	181
6 繰入金		631,800
	1 繰入金	631,800
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		13
	2 雑入	13
歳入合計		800,500

2 歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 197,823
	1 施設管理費	197,583
	2 水洗化促進費	240
3 公債費		601,677
	1 公債費	601,677
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		800,500